

JAPANESE
HEART
FAILURE
• SOCIETY

JAPANESE HEART FAILURE SOCIETY

日本心不全学会

News Letter

2000, No.1

発行：2000年9月20日
日本心不全学会事務局
Japanese Heart Failure Society
〒606 京都市左京区聖護院川原町 54
京都大学医学研究科循環病態学内
Tel. 075-751-4255 Fax. 075-751-4872

CONTENTS

3

第4回日本心不全学会総会・議案書

- ◇会 期：2000年10月8日(日)～10日(火)
- ◇会 場：ポートピアホテル
神戸市中央区港島中町6-10-1
- ◇会 長：横山光宏(神戸大学医学部第一内科)

15

日本心不全学会 会則

平成 12 年度日本心不全学会・総会

議 案 書

日 時：平成 12 年 10 月 8 日（日）午後 2 時 10 分～2 時 30 分

会 場：ポートピアホテル 南館ポートピアホール

議 長：横山 光宏 会長

次 第：

報告事項

委員会報告

1. 総務委員会
2. 財務委員会
3. 学術委員会
4. 出版委員会
5. 教育研修委員会

審議事項

1. 平成 11 年度決算書並びに平成 13 年度予算書案について
2. 第 2 期役員 の 暫定 処置
3. 役員選出 と 会則 改定
4. 学会事務局 の 委託
5. 会員数 ・ 理事定数 ・ 評議員数
6. 第 6 回 会長 の 選出

日本心不全学会組織

○理事長	篠山重威					
○理 事	北島 顕	木全心一	篠山重威	白土邦男	杉下靖郎	竹下 彰
藤原久義	松尾裕英	松崎益徳	矢崎義雄	横山光宏		
○評議員	相澤義房	阿部圭志	飯塚昌彦	飯沼宏之	石井常男	石川欽司
和泉 徹	井上 博	井上通敏	伊吹山千晴	今泉 勉	岩坂壽二	岩崎忠昭
遠藤政夫	大江 透	大川真一郎	小川 聡	奥村 謙	梶谷定志	片桐 敬
上松瀬勝男	茅野真男	川口秀明	河村慧四郎	神原啓文	菊池健次郎	木之下正彦
北島 顕	木全心一	楠岡英雄	児玉和久	小林 正	小柳左門	斉藤大治
齋藤宗靖	篠山重威	佐藤友英	島田和幸	島本和明	白土邦男	杉下靖郎
砂川賢二	住吉徹哉	岸澤 剛	高野照夫	滝澤明憲	竹越 襄	竹下 彰
田中弘允	谷口興一	田村康二	土肥和絃	土居義典	柊山幸志郎	友池仁暢
外山淳治	豊岡照彦	永井良三	中川雅夫	中野 越	西尾一郎	西山信一郎
野々木宏	延吉正清	土師一夫	林 博史	半田俊之介	菱田 仁	日和田邦男
藤田正俊	藤原久義	細田泰之	堀 正二	本田 喬	増田善昭	松尾修三
松尾裕英	松岡博昭	松崎益徳	松森 昭	馬淵 宏	丸茂文昭	丸山幸夫
三浦 傳	道場信孝	光藤和明	宮武邦夫	村山正博	望月正武	盛岡茂文
矢崎義雄	泰江弘文	柳澤輝行	矢野捷介	横田慶之	横山光宏	吉川純一
李 鐘大	(敬称略)					

賛助会員一覧（平成 12 年 7 月 31 日現在、五十音順）

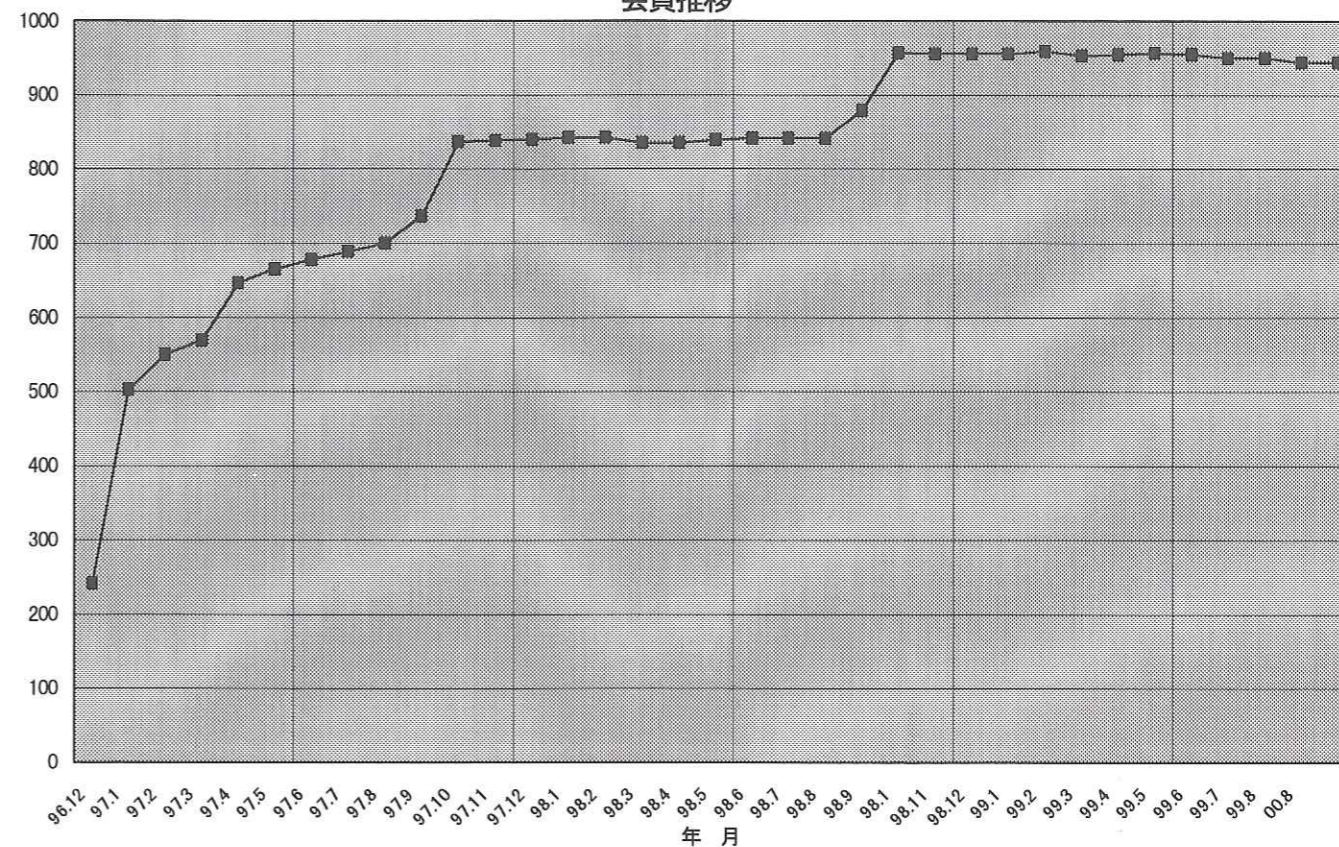
アストラセネガ株式会社	エーザイ株式会社	大塚製薬株式会社	サントリー株式会社
塩野義製薬株式会社	ジョンソン・エンド・ジョンソンメディカル株式会社		
大鵬薬品工業株式会社	田辺製薬株式会社	第一製薬株式会社	財団法人体質研究会
大正製薬株式会社	大日本製薬株式会社	日本化薬株式会社	
日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社		日本メジフィジックス株式会社	
バイエル薬品株式会社	萬有製薬株式会社	ファイザー製薬株式会社	
ファルマシア・アップジョン株式会社		フクダ電子株式会社	藤沢薬品工業株式会社
丸石製薬株式会社	三菱化学株式会社	明治製薬株式会社	持田製薬株式会社
ヘキスト・マリオン・ルセル株式会社			

報告事項1. 会員数の推移について

年 月	正会員入会	正会員退会	賛助会員入退会	合 計
96.12	241			241
97.1	262			503
97.2	43		4	550
97.3	18	1	2	569
97.4	72	1	6	646
97.5	17		2	665
97.6	11		2	678
97.7	9		2	689
97.8	4		7	700
97.9	32		4	736
97.1	99		2	837
97.11	1			838
97.12	3		-1	840
98.1	2			842
98.2	0			842
98.3	1	8		835
98.4	1	1		835
98.5	9	5		839
98.6	4	2		841
98.7	1	1		841
98.8	1	1		841
98.9	38			879
98.1	78			957
98.11	1	2		956
98.12	1	1		956
99.1	1	1		956
99.2	4	1		959
99.3	1	7		953
99.4	9	6	-1	955
99.5	3	1		957
99.6	2	3	-1	955
99.7	1	6		950
99.8	1	3		948
99.9	4	5		947
99.10	20	1		966
99.11	1	5		962
99.12	1	2		961
00.1	0	2		959
0.02	0	0		959
00.3	1	15	-1	944
00.4	5	4	-1	944
00.5	2	1		945
00.6	1	4		942
00.7	3	1		944
合計	1009	91	26	944

会員数

会員推移



地域別会員数 (2000年7月末)

	北海道	東北	関東	中部	甲信越	関西	中国	四国	九州	合計
正会員	78	41	241	89	70	252	45	30	72	918
賛助			17			9				26

審議事項1.

日本心不全学会平成11年度決算書

(1999年4月1日～2000年3月31日)

<収入の部>

科目	平成11年度 予算書	平成11年度 決算額	差異(△超過)
会費収入	13,500,000	10,850,000	2,650,000
正会員会費	10,000,000	7,950,000	2,050,000
賛助会員会費	3,500,000	2,900,000	600,000
広告掲載料収入	2,000,000	0	2,000,000
雑収入	0	3,953,874	△ 3,953,874
寄付金	0	3,951,528	△ 3,951,528
受取利息他	0	2,346	△ 2,346
当期収入合計(A)	15,500,000	14,803,874	696,126
前期繰越収支差額	511,672	511,672	
収入合計(B)	16,011,672	15,315,546	696,126

<支出の部>

科目	平成11年度 予算書	平成11年度 決算額	差異(△超過)
刊行事業費	12,350,000	9,167,000	3,183,000
JCF購読料(vol.5No.1-4)	6,750,000	7,945,670	△ 1,195,670
JCF送料	1,840,000	796,890	1,043,110
会報編集制作費	3,000,000	280,350	2,719,650
会報送料	760,000	144,090	615,910
学術集会費	810,000	733,580	76,420
予稿集発行負担金	500,000	500,000	0
予稿集送料	310,000	233,580	76,420
管理費	2,450,000	2,554,406	△ 104,406
会員管理事務委託費	800,000	1,232,432	△ 432,432
庶務会計事務委託費	650,000	450,166	199,834
会議費	500,000	337,145	162,855
通信費	400,000	388,480	11,520
印刷費	100,000	62,206	37,794
雑費	0	83,977	△ 83,977
当期支出合計(C)	15,610,000	12,454,986	3,155,014
当期収支差額(A-C)	△ 110,000	2,348,888	△ 2,458,888
次期繰越収支差額(B-C)	401,672	2,860,560	△ 2,458,888

貸借対照表

日本心不全学会

2000年3月31日現在

(単位:円)

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
流動資産		流動負債	
小口現金	1,163	前受会費	5,210,000
預け金	1,440,073	未払費用	337,145
普通預金	5,768,078	次年度繰越金	2,860,560
前払費用	309,220	前年度繰越金	511,672
未収入金	889,171	当年度繰越金	2,348,888
合計	8,407,705	合計	8,407,705

財産目録

2000年3月31日現在

(単位:円)

資産の部

科目	摘要	金額
小口現金	事務局手許金	1,163
預け金	(財)日本学会事務センター	1,440,073
普通預金	三和銀行/聖護院支店	5,767,078
普通預金	第一勧業銀行/本郷支店	1,000
前払費用	2000年度会費請求送料, vol.6-1送料	309,220
未収入金	印刷費精算金	889,171
資産合計		8,407,705

負債の部

科目	摘要	金額
前受会費	2000年度分会費	5,210,000
未払費用	10/7理事会・評議員会会議費	337,145
次年度繰越金		2,860,560
負債合計		8,407,705

収支決算書および財産目録に記載された内容及び金額は
上記の通り相違ありません。

平成12年 月 日 監事 竹越 襄印
監事 友池 仁暢印

日本心不全学会平成13年度予算書(案)

(2001年4月1日～2002年3月31日)

<収入の部>

科目	平成13年度 予算書	平成12年度 予算額	備考
会費収入	10,600,000	13,500,000	
正会員会費	8,000,000	10,000,000	会費納入率 86.6%
賛助会員会費	2,600,000	3,500,000	26社
広告掲載料収入	0	2,000,000	
雑収入	0	0	
寄付金	0	0	
受取利息他	0	0	
当期収入合計(A)	10,600,000	15,500,000	
前期繰越収支差額	2,860,560	401,672	平成11年度繰越金とした
収入合計(B)	13,460,560	15,901,672	

<支出の部>

科目	平成13年度 予算書	平成12年度 予算額	備考
刊行事業費	8,450,000	12,150,000	
JCF購読料(vol.7No.1-4)	6,750,000	6,750,000	年4冊
JCF送料	1,000,000	1,840,000	1回平均25万円として
会報編集制作費(2回)	500,000	2,800,000	平成11年度実績
会報送料	200,000	760,000	平成11年度実績
学術集会費	800,000	810,000	
予稿集発行負担金	500,000	500,000	
予稿集送料	300,000	310,000	
管理費	3,480,000	2,520,000	
会員管理事務委託費	1,300,000	1,040,000	平成11年度実績
庶務会計事務委託費	1,080,000	500,000	
会議費	500,000	500,000	
通信費	400,000	400,000	
印刷費	100,000	80,000	
雑費	100,000	0	平成11年度実績
当期支出合計(C)	12,730,000	15,480,000	
当期収支差額(A-C)	△2,130,000	20,000	
次期繰越収支差額(B-C)	730,560	421,672	

審議事項 3. 役員選出および会則改定について

日本心不全学会会則施行細則(案)

第1章 事務所

第1条 本会の事務所は(財)日本学会事務センターおよび理事長のところに置く。

第2章 会員

第2条 本会に入会を希望するものは、所定の入会申込書を本会事務所に提出し理事会の承認を受けるものとする。

第3条 会員は別に定める年会費を前納しなければならない。既納の会費はいかなる理由があってもこれを返納しない。正当な理由なく会費を2年以上滞納したものは退会したものと認める。名誉会員および特別会員は会費の納入を要しない。

第4条 本会は、会員に本会の機関誌を配布する。

第5条 会員は、本会が催す各種の事業に優先的に参加することができる。ただし賛助会員はこれらの事業を傍聴できるものとする。

第6条 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、理事会および評議員会の議を経て、除名することができる。

第7条 会員は、つぎの事由によりその資格を喪失する。

- 1) 退会
- 2) 禁治産または準禁治産の宣告
- 3) 死亡、失踪宣告または団体の解散
- 4) 除名
- 5) 2年を越える会費の滞納
- 6) 本会の解散
- 7) 名誉会員および特別会員は評議員会に出席し発言できる。

第3章 評議員の選任

第1節 総則

第1条 評議員の選任は、本会会則に定められたことのほかは、この細則にしたがって行う。

1. 評議員は、正会員の中から選任する。
2. 評議員は、業績によって選任される評議員と、理事会の推薦によって選任される評議員の2種とする。ただし、推薦によって選任される評議員は100名を超えることができない。

第2条 評議員の選任は、3年ごとに行う。この場合、すでに評議員として選任されていた者も、そのつど、あらためて選任されるのでなければ、引きつづき評議員であることができない。

第2節 業績による評議員の選任

第3条 業績によって選任される評議員(以下、選出評議員と略記)候補者は、選出評議員候補者選出委員会(以下、選出委員会と略記)の審査によって選出する。

第4条 選出評議員になるための審査を受けることのできる資格は、審査の行われる前年の12月1日現在において、つぎの各号に定められた条件をすべてそなえているものとする。

- 1) 引きつづき3年以上、本会正会員であり、かつ、会費を完納していること
- 2) 理事長が公告した業績の基準を満足していること

第5条 理事長は、理事会によって決定された業績の基準および定数を、会員に通告し、かつ、審査の行われる前年の定期総会において、会員に公示する。

第6条 選出評議員になるための審査を受けようとする者は、審査の行われる前年の12月15日までに、別に定められた選出評議員審査申請書を選出委員会に提出する。

第7条 (選出委員会)

- 1) 本会に、選出委員会をおく。

- 2) 選出委員会は、定期選出委員会および臨時選出委員会とする。
- 3) 定期選出委員会は、選出評議員候補者選出の業務を行う。
- 4) 臨時選出委員会は、理事会が選出評議員候補者選出に関する異議の審議を選出委員会に行わせることを議決したとき、その審議を行う。
- 5) 選出委員会は、つぎの各号の選出評議員候補者選出委員（以下、選出委員と略記）によって構成する。
 1. 選出評議員候補者選出の業務を統括する理事 1名
 2. 選出評議員候補者選出の業務を担当する評議員 1名
 3. 選出評議員候補者選出の業務を分掌する正会員 若干名
- 6) 選出委員は、理事会の議を経て選任し、審査の行われる前年の4月に、理事長がこれを委嘱する。
- 7) 選出委員会の委員長（以下、選出委員長と略記）は、委員の互選によって選任する。
- 8) 選出委員会の議長は、選出委員長とする。
- 9) 選出委員会は、選出委員現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。文書による意志の表示は、出席とはみとめない。
- 10) 選出委員会における議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11) 選出委員会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名が署名して、事務所に保存する。
- 12) 選出委員会の議事は公開しない。ただし、会員は、議長の承認を受けて、議事録を閲覧することができる。

第8条（任期）

- 1) 選出委員の任期は、委嘱された日に始まり、審査が行われた年の4月30日に終わる。
- 2) 選出委員の再任は、これを妨げない。
- 3) 選出委員に、選出委員としてふさわしくない行為があったとき、または特別の事情のあるときは、その任期中であっても、選出委員会および理事会の議決により、これを解任することができる。
- 4) 選出委員に欠員を生じたときは、すみやかにこれを補充するものとする。
- 5) 補充によって選任された選出委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条（審査）

- 1) 選出委員長は、審査の行われる前年の7月および審査の行われる年の1月に、定期選出委員会を招集する。
- 2) 審査の行われる前年の7月に招集された定期選出委員会は、選出評議員選任のための業績の基準案および選出評議員定数案作成し、これを理事会に報告する。
- 3) 理事会は、前項の報告を審議し、業績の基準を決定する。
- 4) 審査の行われる年の1月に招集された定期選出委員会は、選出評議員審査申請書の審査によって選出評議員候補者を選出し、審査の結果を理事会に報告する。
- 5) 理事会は、前項の報告を審議し、選出評議員を選任するとともに、選出評議員審査申請書を提出した者に対して、審査の行われた年の1月31日までに、審査の結果を通知する。

第10条（異議）

- 1) 選出評議員の選任に関する異議は、審査の行われた年の2月15日午後5時までに到着するよう、異議の内容を明記した文書をもって、本人が理事長にあてて申し立てるものとする。
- 2) 理事長は、異議の申し立てを受けたときは、理事会の議に付し、理事会または選出委員会のいずれが異議に関する審議を行うかを議決する。
- 3) 理事会が、異議に関する審議を選出委員会に行わせることを議決したときは、選出委員長は、理事会議決後21日以内に、臨時選出委員会を招集しなければならない。
- 4) 臨時選出委員会は、異議に関して審議を行い、その結果を理事会に報告しなければならない。
- 5) 理事会は、理事長が異議の申し立てを受けた日から2カ月以内に、異議の取扱いについて議決し、理事長は、これを異議を申し立てた者に通知する。

第11条 理事長は、選出評議員に選任された者に対して、審査の行われた年の4月30日までに、評議員となることを委嘱する。

第12条 選出評議員の任期は、審査の行われた年の5月1日に始まり、つぎの審査の行われる年の4月30日に終わる。

第13条 選出評議員の選任に関して疑義を生じたときは、理事会の議決によって決定するものとする。

第3節 理事会推薦による評議員の選任

第14条 理事会の推薦によって選任される評議員（以下、推薦評議員と略記）候補者は、推薦評議員候補者選考委員会（以下、推薦委員会と略記）の選考によって選出する。

第15条

- 1) 本会に、推薦委員会をおく。
- 2) 推薦委員会は、つぎの各号の推薦評議員候補者選考委員（以下、推薦委員と略記）によって構成する。
 1. 推薦評議員候補者選出の業務を統括する理事 1名
 2. 推薦評議員候補者選出の業務を担当する評議員 1名
 3. 推薦評議員候補者選考の業務を分掌する正会員 若干名
 4. その他理事会が必要と認めた者 若干名
- 3) 推薦委員は、理事会の議を経て選任し、推薦の行われる前年の4月に、理事長がこれを委嘱する。
- 4) 推薦委員会の委員長（以下、推薦委員長と略記）は、委員の互選によって選任する。
- 5) 推薦委員会の議長は、推薦委員長とする。
- 6) 推薦委員会は、推薦委員現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。文書による意志の表示は、出席とはみとめない。

第16条

- 1) 推薦委員長は、定期選出委員会が開催された年の3月に、推薦委員会を招集する。
- 2) 推薦委員会は、心不全学に関連する分野において指導的な役割を果たしている者の中から、推薦評議員候補者を選考し、選考の結果を理事会に報告する。
- 3) 理事会は、前項の報告を審議し、推薦評議員を選任する。ただし、正会員でない者を推薦評議員に選任するときは、その者を正会員として入会させなければならない。

第17条 理事長は、推薦評議員に選任された者に対して、選考の行われた年の4月30日までに、評議員となることを委嘱する。

第18条 推薦評議員の任期は、選考の行われた年の5月1日に始まり、つぎの選考の行われる年の4月30日に終わる。

第19条 推薦評議員の選任に関して疑義を生じたときは、理事会の議決によって決定するものとする。

第4章 理事および監事の選出

第20条 理事および監事の選出は、本会会則に定められたことのほかは、この細則にしたがって行う。

第21条 理事および監事は、この細則の第25条および第26条に定める理事および監事の候補者（以下、候補者と略記）の中から、評議員が、選挙によって選出する。

第22条

- 1) 本会に、選挙管理委員会をおく。
- 2) 選挙管理委員会は、理事および監事選挙（以下、選挙と略記）に関する業務を管理する。
- 3) 選挙管理委員会は、つぎの各号の選挙管理委員によって構成する。
 1. 選挙の業務を総括する理事 1名
 2. 選挙の業務を分掌する正会員 2名
- 4) 選挙管理委員は、理事会の議を経て選任し、選挙の行われる年の4月に、理事長がこれ

を委嘱する。

- 5) 選挙管理委員長は、本条第3項第1号の選挙管理委員とする。
- 6) 選挙管理委員の任期は、委嘱された日に始まり、次の選挙が行われる年の3月31日に終わる。

第23条 理事会は、選挙の行われる年の4月に、つぎの事項を議決する。

- 1) 選挙における単記または連記の別
- 2) 選挙が連記によって行われる場合の連記数
- 3) 選挙によって選出される理事の定数

第24条 選挙管理委員会は、選挙の行われる年の5月31日までに、評議員に対して、前条の議決にしたがって選挙を行うことを公告しなければならない。

第25条

- 1) 評議員は、候補者になることができる。
- 2) 候補者になろうとする者は、選挙の公告があった日からその年の7月15日午後5時までの間に到着するよう、書面によって、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

第26条

- 1) 評議員は、他の評議員を候補者として推薦することができる。
- 2) 評議員が、他の評議員を候補者として推薦しようとするときは、予め推薦しようとする者の承諾を得て、前条第2項に定める期間の間に到着するよう、書面によって、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

第27条

- 1) 理事の候補者は、監事の候補者となることができない。
- 2) 監事の候補者は、理事の候補者となることができない。

第28条 選挙管理委員会は、候補者の氏名、その他必要な事項を掲載した候補者名簿を作成し、これを投票用紙とともに、選挙の行われる年の8月1日までに評議員に送付しなければならない。

第29条 選挙の期日は、選挙の行われる年の8月25日とする。

第30条 投票用紙は、理事および監事の投票のそれぞれについて、評議員1名につき1葉とする。

第31条

- 1) 評議員は選挙管理委員会から送付された投票用紙に、候補者の氏名を自書によって記入し、これを選挙の期日の午後5時までに到着するよう、郵便によって、選挙管理委員会に送付するものとする。
- 2) 投票は、無記名とする。

第32条 開票は、選挙管理委員会がこれを行う。

第33条 つぎの各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- 1) 選挙管理委員会から送付された投票用紙を使用しなかったもの
- 2) 候補者でない者の氏名を記載したものただし、投票を連記によって行った場合には、候補者でない者の氏名を記載したものだけを無効とする。
- 3) 同一候補者の氏名を重複して記載したもの。ただし、この場合には、当該候補者について1票だけを有効とし、重複した他の投票を無効とする。
- 4) 候補者の氏名のほかに、他の事項を記載したもの。ただし、この場合には、職業、身分または敬称などを記載したものは有効とする。
- 5) 何人を記載したかを確認できないもの。ただし、投票を連記によって行った場合には、確認できないものだけを無効とする。
- 6) 単記投票において複数の候補者の氏名を記載し、または連記投票において定められた連記数を超える数の候補者の氏名を記載したもの。ただし、この場合には、その投票のすべてを無効とする。
- 7) 選挙の期日の午後5時までに選挙管理委員会に到着しなかったもの

第34条

- 1) 理事は、有効投票の得票数をもっとも多い候補者から、順次、この細則の第23条第3号によって定められた定数までの候補者を、当選とする。

2) 監事は、有効投票の得票数をもっとも多い候補者およびこれについて多い候補者の2名を、当選とする。

3) 選挙管理委員会は、有効投票の得票数の等しい候補者が2名以上あったときは、抽籤によって、その順位を決定する。

第35条 理事または監事に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議を経て、次点者から、その順位にしたがって、順次、欠員を補充することができる。ただし本条の規定によって欠員を補充することができないときは、本章の規定を準用して補欠選挙を行い欠員を生じた日から90日以内に欠員を補充する。

第36条 役員任期は、選挙の行われた翌年の4月1日に始まり、つぎの選挙の行われた翌年の3月31日に終わる。ただし、本条の規定にかかわらず、理事および理事長は、その任期の開始前であっても、本会会則の規定にしたがって、理事長ならびに委員会委員の選任を行うことができる。

第37条 選挙に関して疑義を生じたときは、選挙・管理委員会の議決によって決定するものとする。

第5章 会費に関する細則

第39条 本会の会費は次の通りとする

- | | | |
|---------|----|-------------|
| 1) 正会員 | 年額 | 10,000円 |
| 2) 賛助会員 | 年額 | 1口 100,000円 |

第6章 補則

第40条 本細則は理事会および評議員会の議決を経なければ変更できない。

第41条 本細則の解釈について疑義が生じた場合には理事会の判断による。ただし疑義の生じた項目の改正を速やかに行わなければならない。

付 則

1. 本細則は平成 年 月 日より施行する。

審議事項 6. 平成14年(2002年)度会長選出について

平成14年度(2002年)
第6回会長候補者

次回/歴代会長

平成13年度(2001年)
第5回会長 白土 邦男 東北大学医学部第一内科

平成12年度(2000年)
第4回会長 横山 光宏 神戸大学医学部内科学第一講座

平成11年度(1999年)
第3回会長 竹下 彰 九州大学医学部循環器内科

平成10年度(1998年)
第2回会長 北島 顕 北海道大学医学部循環器内科

平成9年度(1997年)
第1回会長 篠山 重威 京都大学医学研究科循環病態学

日本心不全学会会則

第1章 総則

第1条 本会は、日本心不全学会(Japanese Heart Failure Society)と称する。
第2条 本会の運営のため別に定めるところに事務所をおく。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、心不全ならびにこれに関連する分野の研究発表の場を提供し、知識や情報の交換を行うことにより心不全に関する研究を推進し、もってわが国における医学の発展に寄与することを目的とする。
第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1) 学術集会の開催
2) 学術刊行物の発行
3) 内外の関連学術団体との連絡および協力
4) その他本学会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は正会員、名誉会員、特別会員および賛助会員とし、本会の目的達成に協力するものとする。
1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
2) 名誉会員 本会の発展に多年功労のあった正会員とし、理事会および評議員会の議を経て総会で推挙する
3) 特別会員 心不全学の領域に特に功績のあった正会員とし、理事会および評議員会の議を経て総会で推挙する
4) 賛助会員 本会の目的に賛同し本会の維持発展に協力を希望する法人、団体または個人
第6条 会員のその他の資格、権利、義務、入退会などは別に定める細則による。

第4章 役員

第7条 本会に次の役員をおく。
1) 理事長 1名
2) 理事 若干名
3) 評議員
4) 学術集會会長(以下会長と称する) 1名
5) 監事 2名
6) 幹事 若干名
第8条 役員を選出
1) 理事、評議員および監事は別に定める規定にしたがって選出される。監事は理事、会長、幹事などを兼ねることはできない。
2) 理事長は理事の中より理事会にて選出される。
3) 会長は理事会の推薦により評議員会の議をへて総会において選出される。
4) 幹事は理事会の議を経て、理事長が正会員の中から委嘱する。
第9条 役員の職務および任期
1) 理事長は本会を代表し本会の会務の運営統轄にあたる。任期は3年とし再選を妨げない。
2) 理事は理事会を組織し、この会則に定められた事項のほか、評議員会および総会の権限に属する事項以外の事項を審議し、本会の運営、執行にあたる。
3) 評議員は評議員会を組織し、この会則に定められた事項を決議するほか、理事長の諮問に応じて、本会の運営に関する重要な事項を審議する。任期は3年とし再選を妨げない。
4) 会長は学術集會を主宰する。任期は選任された日に始まり主宰する学術集會の終了した日に終わる。会長および次期会長はその任期中、理事会に出席する。
5) 監事は本会の会計監査およびその他の会務の監査にあたる。任期は3年とし再選を妨げ

ない。監事はその任期中、理事会に出席できる。

- 6) 幹事は理事会の命を受けて本会の会務を分掌する。任期は1年とし再選を妨げない。
- 7) 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、その任期中であっても、理事会および評議員会の議決によって、これを解任することができる。
- 8) 任期中の理事長、会長、監事などの役員に欠あるときは理事会は速やかに後任役員を選出し、評議員会の承認を受けるものとする。その際の後任役員の任期は前任役員の残任期間とする。

第5章 会議

第10条 本会の会議はつぎの3種とする。

- 1) 総会
- 2) 評議員会
- 3) 理事会

第11条 総会

- 1) 総会は正会員、名誉会員、特別会員をもって構成する。総会は年1回の定期総会および臨時総会とする。
- 2) 理事長は、年次学術集会の期間中にその開催地において定期総会を召集し、理事会ならびに評議員会の決定事項を報告する。
- 3) 理事長は、理事会または評議員会が必要と認めるとき、および総会構成員の5分の1以上から会議の目的を示して請求のあったときは、60日以内に臨時総会を召集しなければならない。
- 4) 定期総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は出席者の中から互選によって選任する。
- 5) つぎの事項は総会の承認を要する。
 - (1) 事業計画および収支予算
 - (2) 事業報告および収支決算
 - (3) 会則の変更ならびに本会の解散
 - (4) その他、理事会において必要と認めた事項
- 6) 総会において議決した事項は会員に通告しなければならない。

第12条 評議員会

- 1) 評議員会は評議員をもって構成する。評議員会は年1回の定期評議員会および臨時評議員会とする。
- 2) 理事長は、定期総会の会期の前に定期評議員会を召集する。
- 3) 理事長は、理事会が必要と認めるとき、および評議員の2分の1以上または監事の請求のあったときは、40日以内に臨時評議員会を召集しなければならない。
- 4) 評議員会の議長は原則として会長とする。ただし会長が認めるときは理事長もしくは会長が指名した者が議長を務めることができる。
- 5) 評議員会の成立には委任状を含めて評議員の2分の1以上の出席を要する。
- 6) 評議員会は次の事項を審議し、総会に報告して承認をもとめる。
 - (1) 理事、会長、監事の選出および推薦
 - (2) 事業および収支報告
 - (3) その他、評議員会において必要と認めた事項

第13条 理事会

- 1) 理事会は理事および会長をもって構成する。
- 2) 理事長は必要に応じて理事会を召集する。
- 3) 理事長は、理事の2分の1以上または監事の請求のあったときは、すみやかに理事会を召集しなければならない。
- 4) 理事会の議長は理事長とする。

第14条 議決および議事録

- 1) すべての会議の議事は特に定められた場合のほかは、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2) すべての会議の議事録は議長の責任において作成し、議長および出席代表者2名が署名

して、これを保存する。

第6章 委員会

第15条 本会はその業務を行うため必要とする委員会を理事会の議を経て、おくことができる。

第16条 委員会の委員および委員長は理事会の議を経て、理事長が正会員の中から委嘱する。

第7章 会計

第17条 本会の経費は会費、寄付金、各種補助金、その他をもってこれにあてる。会費は評議員会でこれを定め、総会の承認を得るものとする。

第18条 本会の収支予算は会計年度開始前に理事長が編成し、理事会および評議員会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

第19条 本会の収支決算は会計年度終了後に理事長が作成し、監事の監査を経て、評議員会および総会の承認を受けなければならない。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 会則の変更および解散

第21条 本会の会則は理事会および評議員会の議決を経たうえ、総会の承認を受けなければ変更することはできない。

第22条 本会は、理事会および評議員会において、それぞれ4分の3以上の同意を得て、かつ総会の承認を受けなければ解散できない。

第23条 本会の解散後の残余財産は、理事会および評議員会の議決と総会の承認を受けて、本会の目的と類似の目的を有する公益事業団体に寄付する。

第9章 補則

第24条 本会則の施行についての細則は理事会および評議員会の議決を経て、別に定める。

第25条 本会則の解釈について疑義が生じた場合には理事会の判断による。

付 則

1. 本会則は平成8年9月27日から施行する。
2. 本会発足にあたる初年度の会計年度は本会則20条の条項にもかかわらず例外として会の発足の日より平成10年3月31日までとする。

日本心不全学会 委員会名簿（敬称略）および会務

任期3年（平成12年3月31日まで）

○は委員長

□総務委員会（本会の運営を円滑にするためのすべての案件を諮問する会務。規定類の整備、国内外関係学協会との情報交換なども含む）

○篠山重威 木全心一 白土邦男 杉下靖郎
藤原久義 矢崎義雄
幹事 和泉 徹

□財務委員会（財務に関する規定および予算・決算その他を立案し諮問する会務）

○藤原久義 杉下靖郎 竹下 彰 横山光宏
幹事 松森 昭

□学術委員会（心不全学に関する各種行事の企画、調査および学術奨励に関するすべての会務）

○松尾裕英 北島 顕 木全心一 白土邦男
松崎益徳

□出版・編集委員会（本会の会誌・会報の発行に関する会務）

○竹下 彰 北島 顕 篠山重威 松崎益徳
矢崎義雄 横山光宏

□教育研修委員会（心不全学の分野における教育・研修に関する活動を促進し、その企画援助に関する会務）

○木全心一 白土邦男 松尾裕英

memo